２　第二十五条の規定は、前項の規定により託送供給等約款で設定した料金を変更しようとする一般送配電事業者が、変更しようとする託送供給等約款で設定する料金を算定する場合に準用する。

（変動額届出料金の算定）

第三十一条　一般送配電事業者は、法第十八条第四項の規定により託送供給等約款で設定した料金を次に掲げる変動額を基に変更しようとするときは、第八条から第二十五条まで及び第二十七条から前条第一項までの規定にかかわらず、当該変動額を基に変更しようとする託送供給等約款で設定する料金を算定することができる。

一～六　［略］

２　一般送配電事業者は、前項各号に掲げる変動額について、次の各号に掲げる方法により整理した変動額（以下この条において「特定変動額」という。）の合計額を算定し、様式第九により特定変動額総括表を作成しなければならない。

一　一般送配電事業者は、燃料費の変動額として、託送供給等約款で設定した料金を算定した際に第八条第一項（第三十条第二項において準用する場合を含む。）の規定により整理された額及びこの号の規定により算定された額を基に算定した石油石炭税変動相当額を整理しなければならない。

二　一般送配電事業者は、地帯間購入電源費の変動額及び他社購入電源費の変動額として、託送供給等約款で設定した料金を算定した際に第八条第一項（第三十条第二項において準用する場合を含む。）の規定により整理された額及びこの号の規定により算定された額を基に算定した石油石炭税変動相当額を整理しなければならない。

三　一般送配電事業者は、電源開発促進税の変動額として、託送供給等約款で設定した料金を算定した際に第八条第一項（第三十条第二項において準用する場合を含む。）の規定により整理された額及びこの号の規定により算定された額を基に算定した電源開発促進税の変動額を整理しなければならない。

四　一般送配電事業者は、地帯間販売電源料の変動額及び他社販売電源料の変動額として、託送供給等約款で設定した料金を算定した際に第八条第一項（第三十条第二項において準用する場合を含む。）の規定により整理された額及びこの号の規定により算定された額を基に算定した石油石炭税変動相当額を整理しなければならない。

３　［略］

４　一般送配電事業者は、三需要種別ごとに、前項の規定により整理された送配電関連可変費の額を、託送供給等約款で設定した料金を算定した際に第十二条第六項第二号（第三十条第二項において準用する場合を含む。）の規定により算定した割合（この項の規定により配分した場合はその割合）により配分し、特定変動可変費に整理しなければならない。

５　［略］

６　料金は、前項の規定により整理された三需要種別ごとの特定変動可変費と託送供給等約款で設定した料金を算定した際の規制期間における三需要種別ごとの料金収入及びこの項又は第三十一条の二第六項の規定により算定した当該規制期間における三需要種別ごとの料金収入の変動分を基に算定した当該規制期間における三需要種別ごとの料金収入の変動分が一致するように設定されなければならない。

（変動額届出料金の算定）

第三十一条　一般送配電事業者は、法第十八条第四項又は第七項の規定により託送供給等約款で設定した料金を次に掲げる変動額を基に変更しようとするときは、第三条から第二十九条まで及び前条第一項の規定にかかわらず、当該変動額を基に変更しようとする託送供給等約款で設定する料金を算定することができる。

一～六　［略］

２　一般送配電事業者は、前項各号に掲げる変動額について、次の各号に掲げる方法により整理した変動額（以下この条において「特定変動額」という。）の合計額を算定し、様式第九により特定変動額総括表を作成しなければならない。

一　一般送配電事業者は、燃料費の変動額として、託送供給等約款で設定した料金を算定した際に第四条第四項第八号（前条第一項又は第三項において準用する場合を含む。）及びこの号の規定により算定された額を基に算定した石油石炭税変動相当額を整理しなければならない。

二　一般送配電事業者は、地帯間購入電源費の変動額及び他社購入電源費の変動額として、託送供給等約款で設定した料金を算定した際に第四条第四項第八号（前条第一項又は第三項において準用する場合を含む。）及びこの号の規定により算定された額を基に算定した石油石炭税変動相当額を整理しなければならない。

三　一般送配電事業者は、電源開発促進税の変動額として、託送供給等約款で設定した料金を算定した際に第四条第四項第七号（前条第一項又は第三項において準用する場合を含む。）及びこの号の規定により算定された額を基に算定した電源開発促進税の変動額を整理しなければならない。

四　一般送配電事業者は、地帯間販売電源料の変動額及び他社販売電源料の変動額として、託送供給等約款で設定した料金を算定した際に第七条（前条第一項又は第三項において準用する場合を含む。）及びこの号の規定により算定された額を基に算定した石油石炭税変動相当額を整理しなければならない。

３　［略］

４　一般送配電事業者は、三需要種別ごとに、前項の規定により整理された送配電関連可変費の額を、託送供給等約款で設定した料金を算定した際に第十二条第六項第二号（前条第一項又は第三項において準用する場合を含む。）の規定により算定した割合（この項の規定により配分した場合はその割合）により配分し、特定変動可変費に整理しなければならない。

５　［略］

６　料金は、前項の規定により整理された三需要種別ごとの特定変動可変費と託送供給等約款で設定した料金を算定した際に第三条第一項（前条第一項又は第三項において準用する場合を含む。）の規定により定められた原価算定期間における三需要種別ごとの料金収入及びこの項又は第二十六条の三第六項（第三十一条の二の規定により準用する場合を含む。）の規定により算定した当該原価算定期間における三需要種別ごとの料金収入の変動分を基に算定した当該原価算定期間における三需要種別ごとの料金収入の変動分が一致するように設定されなければならない。